

第3会場「外部からの依頼事項で見直しが必要なものの判断・区別」

1. 意見のポイント

(1) 市の依頼事項はすべてやめる覚悟が必要

- ・町内会は市の下請けではない。全部やめて必要なら依頼するくらいの意思でやらなければならない。それもやらないならそもそも不要。
- また、町連、まち協の下請けでもない。町連、まち協にも、行政から頼まれたことはやらない覚悟を持ってほしい

(2) 社福協会費について

- ・町内会加入者のみの負担で全員が恩恵を受けるのは不平等
- ・会費がその後どう使われたかがわからない

(3) 加入率の低さから不平等が発生している。対応として、町内会加入を高山市居住の条件とすることを条例化できないか

⇒条例での加入義務化は難しい。自治基本条例の検討の過程で、任意団体である町内会やまちづくり協議会の位置づけについて議論していく

(4) 要支援者台帳について

- ・町内会長が個人情報を知ることになるので個人情報保護の点からよくない
- ・違う町内会のものが混ざっていたり、市の個人情報の扱いがずさんである
- ・高年者台帳や命のバトンなど同じようなものが重複している
- ・民生児童委員、見守り推進員、福祉委員などの役も輻輳している
- ・脱会者はともかくとして、未加入者の要支援者の対応も、町内会の合意もなく、町内会に求められるのはおかしい

(5) 募金、寄附及び募金の集め方について

- ・旧来の、名簿を回覧して集めるやり方はよくない。個人情報保護の点で問題であるし、個人から集めることになるので集金が大変
- ・慈光会の募金は必要なのか。町内会を通じた募金はやめてほしい

(6) 書類、会合の多さについて

- ・町連（連合町内会）の会議とまち協の会議を合同で行うことで会合が減る

(7) 自主防災組織について

- ・現在のものは意味がない。名簿を出すだけで、平日の昼間に火災があっても対応できない
- ⇒名簿を出すだけでは意味がないと思っている。地区で防災計画を作るなかで、

効果のある組織にしていくことは重要

(8) 町内会への委託について

- ・児童公園の清掃委託など安易に委託しないでほしい

(9) 保険加入について

- ・市や、まち協でかけている保険を整理し、個々の町内会が払わなくていいようにしてほしい

⇒保険の範囲や対象など、整理のポイントを示し、状況に合わせて加入していただけるようにしたい

(10) 河川清掃について

- ・事務局が町内会に回ってくると結構な負担。町内会の当て職や町連の役などが回ってくるのも負担
- ・保険会社に確認したところ、けがをした際の保険対応が草刈り機で作業する人とそばで作業する人が混在していると対象にならない場合があるので、シルバーに委託したり、やれる人だけでやるようになった。

⇒維持課でも町内会の負担となっていることは認識しており、川を美しくする会へ意見をお聞きするので、町内会からも意見を会長へ伝えてほしい

(11) 町内会の文書保存期限

- ・個人情報もあるので3年くらいで処分したいが、保存年限を知りたい

⇒市の目安を示す

(12) 町内会を新たに作ることは可能か

- ・現在の町内会が不満なので新しく町内会を作り、住民に選んでもらうことはできないか